

国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会
設置要綱

(設置)

第1条 国分寺市立小学校（以下「市立小学校」という。）において委託する給食調理業務（以下「市立小学校給食調理業務」という。）の履行状況を検証するため、国分寺市立小学校給食調理業務委託による調理業務検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を教育長に報告する。

- (1) 市立小学校給食調理業務の履行に関すること。
- (2) その他小学校における給食調理業務の委託に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、当該年度に新規に給食調理業務委託を実施する市立小学校ごとに次に掲げる委員10人以内をもって組織する。

- (1) 当該市立小学校の保護者の代表者 4人以内
- (2) 当該市立小学校の校長
- (3) 当該市立小学校の教諭 1人以内
- (4) 当該市立小学校の栄養職員
- (5) 市立小中学校の栄養職員 1人以内
- (6) 教育部学務課長
- (7) 教育部学校指導課統括指導主事

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は市立小学校の校長、副委員長は教育部学校指導課統括指導主事をもって充てる。